

勾当台クラブの今後についての試案（骨子）

— 会員アンケート調査を踏まえて —

令和7年11月

令和7年8月に実施した「今後の勾当台クラブの在り方に関する会員アンケート調査」の結果を踏まえ、現下の勾当台クラブ(以下「クラブ」という。)は、現役県職員の意識の変化などから、県退職者全体を包摂する親睦組織としての存立基盤がもはや失われているとの判断をもって、速やかに解散を図るものとする。解散に当たっては、クラブ創設以来60年に達せんとする歴史を踏まえ、以下の項目を基本に、有終の美を飾るに相応しい解散を目指すものである。

1 解散時期

令和8年度末(令和9年3月)をもって解散する。

2 解散公表時期

令和7年11月の役員会において正式提案し、承認が得られれば各支部において意見集約手続きを進め、令和8年2月までに全支部の同意を得たうえで、令和8年5月の代議員総会で解散を決定する。

3 最終年度の事業

最終年度である令和8年度は、本部としては令和9年3月までメルマガの配信及び広報紙の発行・配布並びに慶弔対応は従前どおり実施する。ただし、最終年度の特別措置として財調基金全額を歳入に繰り入れることを前提に、年会費は圧縮する方向で検討ものとする。また、令和8年は昭和41年の創立から60年目に当たる年なので、これを記念して令和8年10月を目途に会員の任意参加を得て式典・パーティーを開催する。

4 各支部の取扱い

クラブ解散後の支部の在り方については、支部の判断によってはクラブ解散後も自前の財源を確保しつつ独立の団体として存続していく選択肢も排除しない。ただし、基本的にはクラブの解散とともに支部も解散することが自然と考えられる。

5 残余財産の処理

最終年度においては、3記載のように財調基金、広告収入及び(減額)会費収入により本部の事務・事業経費を賄うこととする一方で、事務局の整理・撤収など解散に伴う経費の増嵩が見込まれ、収支状況としては極めて厳しい事態が予想される。このような状況のもと、本部として予定した事業を全て実施し、さらに解散に伴う諸費用の清算を経たうえでお残余金が生じる場合には、県への寄附を基本としてその処理を行うものとする。なお、最終年度においては支部交付金を支出する余裕はないと見込まれることから、各支部においてはそのことを踏まえた事業運営をお願いしたい。

6 クラブ保管資料の承継

クラブ創設以来のクラブの足跡を後世に伝えるため、クラブのこれまでの動きを示す諸資料、冊子、書籍、写真等は、勾当台ライブラリー収蔵作品とともにクラブ解散以降も県のしかるべき部署において確実に保管してもらうよう県側と折衝する。